

○東京都地方卸売市場条例施行規則

昭和四六年一二月二七日

規則第二七四号

改正 平成三年七月一日規則第三〇四号

平成七年八月一日規則第二〇一号

平成一二年三月三十一日規則第一三六号

平成一三年六月一五日規則第一八九号

平成一七年三月三十一日規則第六五号

平成一八年一月二四日規則第七号

平成一九年八月二二日規則第一九〇号

平成二〇年七月二日規則第一七二号

令和元年六月二八日規則第三三号

令和元年一二月二五日規則第一一三号

東京都地方卸売市場条例施行規則を公布する。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 地方卸売市場の認定の申請(第三条・第四条)

第三章 業務についての報告等(第五条―第八条)

第四章 雑則(第九条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この規則は、卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号。以下「法」という。)及び東京都地方卸売市場条例(昭和四十六年東京都条例第百五十四号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(令元規則一一三・一部改正)

(用語)

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

第二章 地方卸売市場の認定の申請

(令元規則一一三・改称)

(認定の申請書の作成)

第三条 法第十三条第二項に規定する認定の申請書は、別記第一号様式によらなければならない。

(令元規則一一三・全改)

(誓約書の提出)

第四条 法第十三条第一項の認定を受けようとするとき又は法第十四条において読み替え

て準用する法第六条第一項の変更の認定を受けようとするとき若しくは同条第二項の変更の届出をするときは、条例第三条各号に該当しないことを誓約する書面を知事に提出しなければならない。

(令元規則一一三・全改)

第三章 業務についての報告等

(令元規則一一三・改称)

(事業報告書の作成)

第五条 法第十三条第五項第五号の表五の項(二)に規定する事業報告書は、別記第二号様式によらなければならない。

(平一二規則一三六・平一七規則六五・一部改正、令元規則一一三・旧第十五条繰上・一部改正)

(運営状況報告書の作成)

第六条 法第十四条において読み替えて準用する法第十二条第一項に規定する運営状況報告書は、別記第三号様式によらなければならない。

(令元規則一一三・追加)

(市況等に関する月例報告書)

第七条 条例第五条の規定による報告は、別記第四号様式により作成した市況等に関する月例報告書を、当該報告に係る月の翌月の末日までに提出してしなければならない。

(平一二規則一三六・一部改正、令元規則一一三・旧第十七条繰上・一部改正)

(身分を示す証明書)

第八条 条例第六条第二項に規定する身分を示す証明書は、別記第五号様式によるものとする。

(平一二規則一三六・一部改正、令元規則一一三・旧第十八条繰上・一部改正)

第四章 雑則

(区市町村との関係)

第九条 知事は、法第十三条第一項の申請を受理したとき、法第十四条において読み替えて準用する法第七条若しくは法第八条第二項の届出を受理し、若しくは法第十一条の認定の取消しをしたとき又は条例第九条の認定の取消しをしたときは、受理又は取消しの内容をその地方卸売市場が所在する区市町村の長に通知するものとする。

(平一二規則一三六・追加、令元規則一一三・旧第二十条繰上・一部改正)

附 則

この規則は、昭和四十七年一月一日から施行する。

附 則(平成三年規則第三〇四号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都地方卸売市場条例施行規則別記第十五号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用すること

ができる。

附 則(平成七年規則第二〇一号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都地方卸売市場条例施行規則別記第四号様式及び第十五号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成一二年規則第一三六号)

- 1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都地方卸売市場条例施行規則別記第一号様式、第三号様式から第八号様式の二まで及び第十一号様式から第十四号様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成一三年規則第一八九号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一七年規則第六五号)

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則(平成一八年規則第七号)

この規則は、会社法(平成十七年法律第八十六号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成一八年五月一日)

附 則(平成一九年規則第一九〇号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都地方卸売市場条例施行規則別記第五号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成二〇年規則第一七二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年規則第三三号)

- 1 この規則は、令和元年七月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都規則の様式(この規則により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(令和元年規則第一一三号)

この規則は、令和二年六月二十一日から施行する。

別記

	m ²	年 月
	m ²	年 月
	m ²	年 月
	m ²	年 月
	m ²	年 月
	m ²	年 月
	m ²	年 月

(記載上の注意)

卸売場、仲卸売場及び倉庫(冷蔵又は冷凍で保管するものを含む。)については、生鮮食料品等の区分ごとに記載すること。

3 卸売市場の取扱品目並びに取扱品目ごとの取扱いの数量及び金額に関する事項

(1) 取扱品目：

(2) 取扱品目ごとの取扱いの数量及び金額の実績及び見込み

取扱品目	実績(年度)	見込み(年度)
	トン 千円	トン 千円
	トン 千円	トン 千円

(記載上の注意)

- 1 実績の欄には直近事業年度の数量及び金額を実績で記載するとともに、見込みの欄には申請年度の数量及び金額を見込みで記載すること。
- 2 花きの取扱いの数量については、記載を省略することができる。以下同じ。

4 卸売市場の業務の運営体制に関する事項

(記載上の注意)

運営体制を組織図で示し、各部門を担当する役員の氏名、従業員数等を付記すること。

5 卸売市場の業務の運営に必要な資金の確保に関する事項

- (1) 直近事業年度の決算書(貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書)を添付すること。
- (2) 上記(1)の決算書の勘定科目内訳明細書又は勘定科目内訳明細書に相当する書類を添付すること。
- (3) 長期借入金がある場合には、その返済計画の内容が分かる書類を添付すること。

6 卸売市場の卸売業者に関する事項

名称	代表者名	取扱品目	取扱実績 トン 千円	純資産額 千円	経常損益 千円	備考

(記載上の注意)

- 1 取扱実績、純資産額及び経常損益の欄は、直近事業年度の数量及び金額を記載すること。
- 2 純資産額とは、卸売業者の貸借対照表の純資産合計の額をいう。

7 卸売業者以外の取引参加者その他の関係事業者に関する事項

(1) 取引参加者に関する事項

取扱品目	買受人	
	仲卸業者数	売買参加者数

(記載上の注意)

開設者による承認、登録等を行つている者の数を記載すること。

(2) 取引参加者以外の関係事業者に関する事項

業種	業者数

(開設者の連絡先)

部署名：

TEL：

FAX：

e-mail：

第2号様式(第5条関係)

事業報告書
(年 月 日から 年 月 日まで)

開設者 殿

年 月 日提出

卸売市場名
法人名
代表者の役職及び氏名

㊟

卸売市場法第13条第5項第5号の表5の項(2)及び東京都地方卸売市場条例施行規則第5条の規定により、事業報告書を提出します。

(記載上の注意)

- 1 経理の状況については、貸借対照表、損益計算書、勘定科目内訳明細書、株主資本等変動計算書及び個別注記表を添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

1 組織に関する事項

(1) 事業の概要

(2) 事業運営組織(組織図を記載又は添付)

2 卸売業務の状況

(1) 取扱品目別取扱高及び売上損益

種 類	受 託 販 売			買 付 販 売			合 計		
	数量 ()	金額 (千円)	委 託 手数料 (千円)	数量 ()	金額 (千円)	買付販 売損益 (千円)	数量 ()	金額 (千円)	売 上 総損益 (千円)
当期合計(A)									
前年同期(B)									
前年同期 対比(A/B)	%	%	%	%	%	%	%	%	%

(記載上の注意)

- 種類の欄には、取扱品目の区分に応じ、以下のとおり区分して記載すること。以下同じ。
 - 青果物 野菜、輸入野菜、果実、輸入果実、つけ物、鳥卵、農産加工品、青果加工品及びその他
 - 水産物 生鮮水産物、冷凍水産物、水産加工品、塩干加工品及びその他
 - 花 き 切花、鉢物、枝物、植木及びその他
 - 食 肉 牛肉、豚肉、鳥肉、肉類加工品及びその他
- 花きの数量の単位は、切花にあつてはケース(100本を1ケースに換算する。)、鉢物にあつては鉢(1個1鉢とする。)、枝物にあつては束(100本を1束に換算する。)、植木にあつては本(1個1本とする。)とする。以下同じ。
- 数量の欄には種類の欄の区分に応じ、その単位を記載すること。以下同じ。

(2) 主要買付品の販売状況

(単位：千円)

買付品	期首繰越高 (A)	当期仕入高 (B)	期末残高 (C)	売上原価 A+B-C = (D)	売上高 (E)	買付販売損益 (E-D)
合 計						

(記載上の注意)

買付品の欄には、当期の総買付販売高に占める買付品の割合が、100分の5以上の場合はその品目ごとに、100分の5未満の場合は「その他」として記載すること。

(3) 集荷先別取扱高の状況

(単位：千円)

種類	区分	生産者個人	生産者任意組合	出荷団体	産地出荷者	商社	他市場卸売業者	他市場仲卸業者	その他	合計
		()	()	()	()	()	()	()	()	()
		()	()	()	()	()	()	()	()	()
		()	()	()	()	()	()	()	()	()
		()	()	()	()	()	()	()	()	()
		()	()	()	()	()	()	()	()	()
	合計	()	()	()	()	()	()	()	()	()

(記載上の注意)

- 買付集荷に係るものについては、()内に内数で記載すること。
- 出荷団体の欄には、単協、県連及び全国連からの集荷に係るものを記載すること。
- 青果又は青果加工品に属するものについては以下のとおり記載すること。
輸入青果物取扱業者からの集荷に係るものは商社の欄に記載すること。
- 生鮮水産物、水産加工品又は塩干加工品に属するものについては以下のとおり記載すること。
 - 産地市場からの集荷に係るものは出荷団体の欄に記載すること。
 - 産地仲買人及び産地加工業者からの集荷に係るものは産地出荷業者の欄に記載すること。
 - 水産会社からの集荷に係るものは水産会社の欄を設け当該水産会社の欄に記載すること。
 - 消費地市場からの集荷に係るものは他市場卸売業者の欄又は他市場仲卸業者の欄に記載すること。
 - 消費地の問屋、加工業者等からの集荷に係るものはその他の欄に記載すること。
- 肉類又は肉類加工品に属する者については以下のとおり記載すること。
 - 産地食肉センターからの集荷に係るものは出荷団体の欄に記載すること。
 - 家畜商からの集荷に係るものは産地出荷業者の欄に記載すること。
 - 食肉加工会社からの集荷に係るものは商社の欄に記載すること。

(4) 販売先別取扱高

種類	区分	販売の相手方		合計
		都内買受人	都外買受人	
	金額	千円	千円	千円
	割合	%	%	100 %

(5) 販売方法別取引の状況

種類	区分	せり		相対取引		合計	
		数量()	金額(千円)	数量()	金額(千円)	数量()	金額(千円)
	合計						

(記載上の注意)

せり及び相対取引以外の売買取引の方法により販売を行ったものは、別途欄を設けて記載すること。

(6) 売掛金の回収状況

区 分	前期末残高 (A)	当期末残高 (B)	平均残高 $(A+B) \times 1/2 =$ (C)	平均回転数 総売上高/C= (D)	平均回収日数 当該事業年度の 日数/D
売掛金及び 受取手形の 合計額	千円	千円	千円	回	日
(備考)					

※回収遅延売掛金がある場合は以下の明細表に詳細を記入すること。

(単位：円)

相手方の氏名又は名称 (住所)	発 生 年 月 日	当 期 発 生 高	当 期 末 残 高
	年 月 日	円	円
合 計		円	円

(7) 受託販売に係る仕切金の支払状況

区 分	前期末残高 (A)	当期末残高 (B)	平均残高 $(A+B) \times 1/2 =$ (C)	平均回転数 総売上高/C= (D)	平均支払日数 当該事業年度の 日数/D	最高 支払日数
買掛金及び 支払手形の 合計額	千円	千円	千円	回	日	日
(備考) 仕切の概況、遅延理由等						

(8) 奨励金の支出状況

種 類		支出基準 (%)	支出金額 (円)	支出金額に対応 する卸売金額 (円)	支出先の数	備 考
出荷奨励金	定率奨励金					
		小 計				
	特別奨励金					
		小 計				
出荷奨励金 合計						
完納奨励金	定率奨励金				/	
		小 計				
	特別奨励金					
		小 計				
完納奨励金 合計						

(記載上の注意)

- 1 出荷奨励金 定率奨励金の項の支出基準の欄には、出荷高に応じて一定の率で支出された奨励金をその率で区分して記載し、特別奨励金の項の支出基準の欄には、荷主の本来負担すべき費用の負担、災害の見舞い、需要の増進その他特別の理由に区分して記載すること。
- 2 完納奨励金 定率奨励金の項の支出基準の欄には、買受人の完納高に応じて一定の率で支出された奨励金をその率で区分して記載し、特別奨励金の項の支出基準の欄には、買受人が本来負担すべき費用の負担等に区分して記載すること。
- 3 備考欄には、特別奨励金の主な支出先、その支出金等を記載すること。

3 その他の状況

(1) 附帯業務の概況

業務の内容	売上高	附帯業務損益額
	千円	千円

(記載上の注意)

附帯業務とは、専ら卸売業務を補完するために行う業務をいう。

(例：加工業務、パッケージ業務等)

(2) 兼業業務の概況

業務の内容	売上高	兼業業務損益額
	千円	千円

(記載上の注意)

兼業業務とは、認定を受けた卸売市場における卸売業務及び附帯業務以外の業務をいう。

(例：場内施設及びその他不動産の賃貸業等)

(3) 他の法人に対する支配関係の概要

法人の名称 (所在地)	事業内容	資本金	売上高	当期純損益額	純資産額
()		千円	千円	千円	千円
()		千円	千円	千円	千円
()		千円	千円	千円	千円

(記載上の注意)

支配関係とは、他の法人に対する関係で、次に掲げるものをいう。

- 卸売業者がその法人の総株主等の議決権の2分の1以上に相当する議決権を有する関係
- 卸売業者の営む卸売の業務に従事しているか、又は従事していた者が役員の過半数又は代表する権限を有する役員の過半数を占める関係
- 卸売業者がその法人の総株主等の議決権の100分の10以上に相当する議決権を有し、かつ、その法人の事業活動の主要部分について継続的で緊密な関係を維持する関係

第3号様式(第6条関係)

運 営 状 況 報 告 書
(年 月 日から 年 月 日まで)

東京都知事 殿

年 月 日提出

卸 売 市 場 名
法 人 名
住 所
代 表 者 の 役 職
及 び 氏 名 ㊟

卸売市場法第14条において読み替えて準用する同法第12条第1項の規定により、当該地方卸売市場の運営の状況について、次のとおり報告します。

(記載上の注意)

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

1 卸売市場の取扱品目ごとの取扱いの数量及び金額の状況

取 扱 品 目	実 績	
	(年 月 日から	年 月 日まで)
		トン 千円
		トン 千円
		トン 千円
		トン 千円

(記載上の注意)

- 1 実績の欄には直近事業年度の数量及び金額を記載すること。
- 2 花きの取扱いの数量については、記載を省略することができる。以下同じ。

2 卸売市場の業務の運営体制の状況

(記載上の注意)

当該年度末時点の運営体制を組織図で示し、各部門を担当する役員の氏名、従業員数等を付記すること。

3 卸売市場の業務の運営に必要な資金の確保の状況

- (1) 直近事業年度の決算書(貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書)を添付すること。
- (2) 上記(1)の決算書の勘定科目内訳明細書又は勘定科目内訳明細書に相当する書類を添付すること。
- (3) 長期借入金がある場合には、その返済計画の内容が分かる書類を添付すること。

4 卸売市場の業務の運営に係る公表の状況

- (1) 売買取引の結果等(卸売市場法第13条第5項第3号ロ)
- (2) 売買取引の方法(卸売市場法第13条第5項第4号イ)
- (3) 決済の方法(卸売市場法第13条第5項第4号ロ)

(記載上の注意)

インターネットを利用して公表している場合には、該当ページのURLを記載すること。その他の方法で公表している場合には、その方法を記載するとともに、公表内容が分かる資料((1)にあつては一例で構わない。)を添付すること。

5 監督措置の実施状況

対象業者名	実施年月日	措置の内容

(記載上の注意)

取引参加者に対して講じた措置(指導及び助言、報告及び検査、是正の求め等)のうち、主なものの実績を記載すること。

6 取引参加者の状況

(1) 卸売業者の状況

名称	代表者名	取扱品目	取扱実績	純資産額	経常損益
			トン 千円	千円	千円
			トン 千円	千円	千円

(記載上の注意)

- 1 取扱実績、純資産額及び経常損益の欄は、直近事業年度の数量及び金額を記載すること。
- 2 純資産額とは、卸売業者の貸借対照表の純資産合計の額をいう。

(2) 買受人の状況

取扱品目	買受人	
	仲卸業者数	売買参加者数

(記載上の注意)

当該年度末時点において、開設者による承認や登録等を行っている者について記載すること。

(3) 取引参加者以外の事業者

業種	業者数

(記載上の注意)

当該年度末時点の状況を記載すること。

7 認定事項の軽微な変更の状況

(1) 変更の内容

(2) 変更の理由

(3) 変更内容の施行年月日

(記載上の注意)

- 1 卸売市場法施行規則第27条第2項に基づき、当該運営状況報告書による報告をもつて認定事項の軽微な変更の届出書の提出に代える場合に記載すること。
- 2 変更の内容については、変更前と変更後を対比して記載するとともに、変更後の認定申請書(別記第1号様式)を添付すること。
- 3 卸売市場法施行規則第17条第3項に掲げる添付書類のうち、当該変更に伴いその内容が変更されるものを添付すること。
- 4 業務規程の変更を伴う場合には、変更後の業務規程のほか、当該変更に関する意思の決定を証する書面を添付すること。

(開設者の連絡先)

部署名：

T E L：

F A X：

e-mail：

第4号様式(第7条関係)

年 月 日

東京都知事 殿

市場名及び
開設者名

㊟

市況等に関する月例報告書(年 月分)

東京都地方卸売市場条例第5条及び東京都地方卸売市場条例施行規則第7条の規定により
年 月分の生鮮食料品等についての市況並びに卸売業者の卸売の数量及び金額
(単価に数量を乗じて得た額の合計額に消費税額及び地方消費税額に相当する額を加えた
額とする。以下同じ。)を次のとおり報告します。

1 生鮮食料品等の市況

(1) 市況の概要

種 類	市 況 の 概 況

(2) 主要品目の市況

主 要 品 目	市 況 の 概 要

2 取扱品目の卸売業者別卸売実績

種 類	卸売業者名	数 量 ()			金 額(千円)		
		受託販売	買付販売	計	受託販売	買付販売	計
合 計							

(記載上の注意)

- 市況の概要の表の種類欄には、野菜、果実、生鮮水産物、冷凍水産物、加工水産物、食肉、切花類、鉢物類、その他の区分を記載し、市況の概況の欄には種類の欄の区分に応じ、その卸売数量及び卸売価格の月間推移の概要を記載すること。
- 主要品目の市況の表の主要品目の欄には、野菜、果実、生鮮水産物、冷凍水産物、加工水産物、食肉、切花類、鉢物類、その他の区分別に、それぞれの区分に属する品目のうち主要なものを掲げ、市況の概要の欄には、主要品目の欄の品目に応じ、その市況を記載すること。
- 取扱品目の卸売業者別卸売実績の表の品目の種類欄には、野菜、果実、生鮮水産物、冷凍水産物、加工水産物、つけ物、乾物(加工水産物を除く。)、牛肉、豚肉、鳥肉、その他の食肉、鳥卵、切花、切枝、切葉、鉢物、苗木、苗物等の区分を記載すること。
また、同表の数量の欄には種類の欄の区分に応じ、その単位を記載すること。
- この様式は、日本産業規格A列4番とする。
なお、複数の枚数にわたることを妨げるものではない。

第5号様式(第8条関係)

表

立入検査従事職員証明書		
第	号	
職及び氏名		
年	月	日生
上記の者は、東京都地方卸売市場条例第6条第1項の規定による立入検査に従事する職員であることを証明します。		
写 真	スタンプ	押 出
年	月	日
東京都知事		印

裏

東京都地方卸売市場条例抜粋
第6条 知事は、法及びこの条例の施行に必要な限度において、開設者若しくは卸売業者（卸売をする市場の開設者を兼ねている場合に限る。以下同じ。）に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、開設者若しくは卸売業者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

寸法 { 縦 54ミリメートル
横 86ミリメートル

別記

第1号様式(第3条関係)

(令元規則113・全改)

第2号様式(第5条関係)

(令元規則113・全改)

第3号様式(第6条関係)

(令元規則113・全改)

第4号様式(第7条関係)

(令元規則113・全改)

第5号様式(第8条関係)

(平12規則136・追加、令元規則113・一部改正)